

令和 8 年度吹田市小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル参加者募集要領

1 目的

この要領は、吹田市小学校給食調理等業務を委託するにあたり、複数の事業者から、豊富な経験に基づく企画の提案を受け、学校教育の一環として実施する給食を安心・安全に提供できる委託事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 名称 吹田市小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

① 吹田市立吹田東小学校	【更新校】吹田市幸町 20 番1号
② 吹田市立千里第三小学校	【更新校】吹田市千里山西2丁目 13 番1号
③ 吹田市立東佐井寺小学校	【新規校】吹田市五月が丘西4番 1 号
④ 吹田市立岸部第二小学校	【更新校】吹田市岸部北4丁目 12 番1号
⑤ 吹田市立東山田小学校	【更新校】吹田市青葉丘南 15 番 10 号
⑥ 吹田市立南山田小学校	【更新校】吹田市千里丘西9番1号
⑦ 吹田市立藤白台小学校	【更新校】吹田市藤白台3丁目3番1号

(3) 業務内容 「吹田市小学校給食調理等業務委託仕様書」のとおりに

(4) 契約期間 令和 8 年 8 月 1 日 ～ 令和 11 年 7 月 31 日

- ① 吹田市立吹田東小学校
(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- ② 吹田市立千里第三小学校
(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- ③ 吹田市立東佐井寺小学校
(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- ④ 吹田市立岸部第二小学校
(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- ⑤ 吹田市立東山田小学校
(地方自治法第 214 条の規定に基づく債務負担行為)
- ⑥ 吹田市立南山田小学校
(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- ⑦ 吹田市立藤白台小学校
(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)

(5) 見積上限額 契約期間全体の額

- | | | |
|---------------|---------------|-----------------|
| ① 吹田市立吹田東小学校 | 64,568,658 円 | (消費税及び地方消費税を含む) |
| ② 吹田市立千里第三小学校 | 113,604,381 円 | (消費税及び地方消費税を含む) |
| ③ 吹田市立東佐井寺小学校 | 84,135,117 円 | (消費税及び地方消費税を含む) |
| ④ 吹田市立岸部第二小学校 | 87,938,301 円 | (消費税及び地方消費税を含む) |
| ⑤ 吹田市立東山田小学校 | 104,691,015 円 | (消費税及び地方消費税を含む) |

なお、債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額は次のとおりとする

- | | | |
|----------|--------------|-----------------|
| 令和 8 年度 | 22,207,185 円 | (消費税及び地方消費税を含む) |
| 令和 9 年度 | 34,897,005 円 | (消費税及び地方消費税を含む) |
| 令和 10 年度 | 34,897,005 円 | (消費税及び地方消費税を含む) |
| 令和 11 年度 | 12,689,820 円 | (消費税及び地方消費税を含む) |
- | | | |
|--------------|---------------|-----------------|
| ⑥ 吹田市立南山田小学校 | 101,857,800 円 | (消費税及び地方消費税を含む) |
| ⑦ 吹田市立藤白台小学校 | 105,466,944 円 | (消費税及び地方消費税を含む) |

(6) 契約保証金 ① 長期継続契約に係る契約

契約金額の 1 年当たりの額の 100 分の 5

② 債務負担行為に係る契約

契約金額の 100 分の 5

(7) 部分払い 有り

(8) 前金払い 無し

(9) 予定食数 ① 吹田市立吹田東小学校 350 食

② 吹田市立千里第三小学校 1200 食

③ 吹田市立東佐井寺小学校 480 食

④ 吹田市立岸部第二小学校 540 食

⑤ 吹田市立東山田小学校 860食(令和 8 年度)

800 食(令和 9 年度)

800 食(令和 10 年度)

700 食(令和 11 年度)

⑥ 吹田市立南山田小学校 860 食

⑦ 吹田市立藤白台小学校 910 食

(10)担当室課 吹田市教育委員会事務局学校教育部保健給食室

3 参加資格要件

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 吹田市入札参加有資格者名簿(物品等各種契約)登載事業者であり、「給食」を参加希望種目としていること。
- (2) 最優秀提案事業者の決定時点において、吹田市小学校給食調理等業務委託の契約件数が、5 件以下の者であること。なお、同業務を契約している学校が今回公募している小学校の場合は、契約件数に含めないこととする。
- (3) 公募の日からプロポーザル実施日までの間、吹田市指名停止措置要領(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 法人税及び消費税に未納がないこと。加えて、本市との契約事務を行う本社(本店)又は支店等を吹田市内に有する事業者にあつては本市の市民税及び固定資産税に未納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (7) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成 24 年 11 月 13 日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (8) 参加する複数の者の関係が、次のいずれかに該当していないこと。
 - ア 子会社等(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。
 - イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
 - ウ 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
 - エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合。
 - オ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- (9) 製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)に規定する損害賠償責任を履行するため、

生産物賠償責任保険(PL 保険)に加入していること。ただし、未加入であっても契約締結までに加入する場合は、参加資格を有していることとする。

- (10) 委託契約による履行ができない場合に備え、公益社団法人日本給食サービス協会が実施する学校給食業務代行保証事業に加入するなどにより、代行保証体制が構築できること。
- (11) 大阪府内に本社または営業所を有し、吹田市教育委員会事務局・小学校との連絡・調整が速やかに行えること。
- (12) 参加表明日現在、小学校給食調理等業務を 5 契約以上履行中であること。
- (13) 小学校給食において、食物アレルギー除去食調理の実績が本市以外の市町にて 2 契約以上あること。
- (14) 各種マニュアルが整備されていること。必須マニュアルとして、衛生管理、危機管理、食物アレルギー対応等の各種マニュアルが整備されていること。
- (15) 計画的に給食調理従事者への研修を行っていること。
- (16) 食品衛生法に基づく営業の禁止又は営業の停止の処分を過去 1 年の間に受けていないこと。

4 プロポーザル実施日程

1	ホームページ掲載期間	令和 8 年 4 月 27 日(月)から 令和 8 年 5 月 13 日(水)まで
2	参加表明書提出締め切り	令和 8 年 5 月 13 日(水)午後 5 時
3	事業者説明会	令和 8 年 5 月 19 日(火)
4	学校見学会	令和 8 年 5 月 19 日(火)、20 日(水)、21 日(木)
5	提案書等の受付期間	令和 8 年 5 月 28 日(木)から 令和 8 年 6 月 2 日(火)午後 5 時まで
6	選定委員への提案書等書類送付	令和 8 年 6 月 4 日(木)
7	吹田市小学校給食調理等業務 委託事業者選定委員会(プロポーザル)	令和 8 年 6 月 8 日(月)終日
8	プロポーザル選考結果 全事業者へ通知発送	令和 8 年 6 月 11 日(木)

5 プロポーザル参加資格の確認審査について

小学校給食調理等業務の受託希望事業者は、受付期間内に下記の書類を提出すること。

提出書類を確認した上で、プロポーザル参加資格の審査結果を通知する。

- (1) 受付期間 令和 8 年 4 月 27 日(月)から令和 8 年 5 月 13 日(水)午後 5 時まで
(ただし、土日祝日を除く。)
- (2) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式 1)
 - イ 会社概要(様式 2)
 - ウ 現在受託中の小学校給食調理等業務委託の契約書の写し(5 契約分)
 - エ 納税証明書「その 3 の 3」(提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る。写し可。)
 - オ (ア)食物アレルギー除去食対応実績のある受託校のアレルギーチェック済みの献立表の写し
(イ)食物アレルギー除去食調理発生日の、作業工程表及び動線図(本市以外の 2 市町各 2 日分)
*(ア)(イ)が対になるように提出のこと
 - カ (ア)マニュアル一覧表
(イ)衛生管理・危機管理(異物混入・感染症・食中毒など)・食物アレルギー対応等、各種マニュアルの写し
 - キ (ア)令和 7 年度研修実績
(イ)令和 8 年度研修計画書
 - ク 会社の概要がわかるもの(会社案内、パンフレット等)
- (3) 提出先 吹田市教育委員会事務局 学校教育部保健給食室
- (4) 提出方法 持参のこと(郵送不可)
- (5) 提出された書類については、返却しない。

6 事業者説明会

プロポーザル参加有資格事業者に対して、事業者説明会を実施する。

事業者説明会において、仕様書・提出書類・現地の説明等を行う。業務の担当者は必ず出席すること。

- (1) 日 時 令和 8 年 5 月 19 日(火) 午後 1 時 00 分から
- (2) 場 所 プロポーザル参加資格通知時に通知する。

7 学校見学会

プロポーザル参加有資格事業者に対して、学校見学会を実施する。受託希望校の学校見学会には必ず出席のこと。

- (1) 日 時 令和 8 年 5 月 19 日(火) 午後 3 時 00 分からの予定
5 月 20 日(水) 午後 3 時 00 分からの予定
5 月 21 日(木) 午後 1 時 30 分からの予定
- (2) 場 所 プロポーザル参加資格通知時に通知する。

8 提案書等の提出

プロポーザル参加事業者は、期日までに書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和 8 年 5 月 28 日(木)から令和 8 年 6 月 2 日(火) 午後 5 時まで
(2) 提出書類(6 部)

6 部のうち、1 部は会社名入りの正本として「ア～ク」を、5 部は会社名等を空欄にするなど提案者が特定されないよう処理した「ウ～ク」を 1 冊にまとめて提出すること。

ア 見積書(様式 5)

イ 見積内訳書(様式 6)

ウ 小学校給食調理等受託状況(様式 7)

エ 吹田市小学校給食調理等業務委託提案書(人員配置)(様式 8)

オ 吹田市小学校給食調理等業務委託提案書(会社方針)(様式 9)

提案書(会社方針)の内容

給食管理関連	衛生管理方針	衛生管理方針の基本的な考え方や各種マニュアルの整備状況・調理従事者の研修体制・事業者による巡回指導体制など
	危機管理方針	危機管理方針の基本的な考え方や各種マニュアル整備状況・調理従事者の研修体制など
	調理対応	調理対応(ドライシステム・アレルギー除去食・集団給食調理技術指導等)に対する基本的な考え方・対応・研修体制など
業務運営方針		学校給食調理業務を受託するに際しての方針 教育の一環としての学校給食の考え方とそれを具体化するための実施方法 食育等への取り組みの提案や実践等 環境や人権に対する取り組み、雇用方針等

カ 財務諸表(直近 3 期分)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、製造原価報告書、個別注記表等を提出すること。

キ 給食調理等業務委託希望調査票(様式 10)

ク プレゼンテーションで使用する独自資料

- (3) 提出先 吹田市教育委員会事務局 学校教育部保健給食室
(4) 提出方法 持参のこと(郵送不可)
(5) 提出された書類については、返却しない。

9 質問及び回答

事業者説明会の後、質疑のある場合はメールにて質問を受け付ける。

- (1) 受付期間 令和 8 年 5 月 19 日(火) 事業者説明会終了後から
令和 8 年 5 月 25 日(月) 午後 5 時まで

＊質問書(様式 3)を使用のこと

- (2) 提出先 吹田市教育委員会事務局 学校教育部保健給食室
E-mail gaku-kyuu@city.suita.osaka.jp

- (3) 回 答 全参加事業者は令和 8 年 5 月 27 日(水)にメールにて回答

10 プロポーザルの参加辞退届

- (1) 提出期限 令和 8 年 6 月 2 日(火) 午後 5 時まで(ただし、土日を除く。)

＊プロポーザル辞退届(様式 4)を使用のこと

- (2) 提出先 吹田市教育委員会事務局 学校教育部保健給食室
(3) 提出方法 持参のこと(郵送不可)

11 提案者が 1 者又はない場合の取扱い

- (1) 提案者が 1 者のみの場合、審査・評価は実施するが、全ての委員の評価点から価格点を除いた総合計点が 6 割に達しない場合は採択せず、再度公募を行う。
(2) 委託予定の各々の学校に対して、提案者がいない場合、再度公募を行う。

12 プロポーザルについて

- (1) 実施日 令和 8 年 6 月 8 日(月)
(2) 実施方法 受託希望事業者は、吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会においてプレゼンテーションを行い、質疑に答える。プレゼンテーション 15 分間、質疑 15 分間とする。

13 評価基準

評価項目	評価内容		提出書類	総点数	配点		
	項目	内容					
小学校給食受託実績	小学校給食調理等業務における実績	小学校給食受託実績	様式7 (受託状況)	180	5		
財務状況	企業の財務状況	企業の財政状況	財務諸表		12		
職員配置	受託時の職員配置	①職員配置の配分 ②業務責任者・副業務責任者 (経験年数、現状配置・募集・異動種別など) ③調理員 (資格・経験年数・雇用形態など) ④配膳・洗浄要員(配置人数・雇用形態など) ⑤食物アレルギー対応等、個別対応の人員 (資格・経験年数・雇用形態など) ⑥緊急時代替要員の確保 (人数・資格・経験年数・雇用形態など)	様式8 (提案書)		26		
衛生管理方針	マニュアルの整備状況	①衛生マニュアルの整備 ②調理従事者に対するマニュアルの周知方法	様式9 (提案書) マニュアル 研修計画		20	10	
	研修及び巡回指導の体制	①計画的な研修の実施 ②巡回指導の専門担当者の配置 ③巡回指導点検項目・点検表の有無				10	
危機管理方針	マニュアルの整備状況	①感染症のマニュアルの整備 ②食中毒のマニュアルの整備 ③異物混入のマニュアルの整備 ④調理従事者に対するマニュアルの周知方法	様式9 (提案書) マニュアル 研修計画		25	20	
	研修体制	①計画的な研修の実施				5	
調理対応	ドライ作業	①ドライシステム・ドライ運用のマニュアルの整備 ②実績の有無	提案書9 (提案書)		30	10	
	食物アレルギー対応	①食物アレルギー対応のマニュアルの整備 ②食物アレルギー除去食対応の実績(除去品目など) ③適切な対応・ノウハウ・注意点の習熟(周知方法など)	提案書9 (提案書) マニュアル			15	
	調理技術指導	①集団給食施設における調理技術の指導など	提案書9 (提案書)			5	
業務運営方針	食育関連 (教育の一環としての給食の考え方やその実施方法など)	①児童への啓発や調理場の取り組みなど ②保護者への啓発(試食会など) ③地域交流 ④その他の提案	提案書9 (提案書)		17	11	
	自然災害など	危機管理以外の臨機の対応・取り組みについて				3	
	環境・人権配慮・雇用方針など					3	
プレゼンテーション	提案内容について	①取り組み姿勢 ②コミュニケーション力			10		
吹田市 小学校給食受託 実績	吹田市小学校給食調理等業務における実績	①受託校での取り組み内容などこれまでの実績 ②突発事象に対する対応力 ③提案内容等の遵守に関する事項 など			±10		
提案金額		(1-見積金額/委託限度額)×25(価格点) * 小数点以下は切捨	見積書		25		

14 選定及び審査について

(1) 選定方法

事業者の選定については、吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会において行う。プレゼンテーション及び質疑の内容、提出された提案書・添付書類等を評価基準により、吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会において

総合的に審査し、各校に最優秀提案事業者を1名選出する。

(2) 審査方法

提案事業者の評価点が、各選定委員の評価点から価格点を除いた合計点数が6割に満たない場合は採択しない。

15 最優秀提案事業者の決定について

(1) 最優秀提案事業者の決定

各選定委員の評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多いものを最優秀提案事業者とする。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった事業者に対して、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、プロポーザル選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

(2) 各校毎の最優秀提案事業者の決定

上記(1)の最優秀提案事業者について、給食調理等業務受託希望調査票(以下「希望調査票」という。)で受託希望している学校の最優秀提案事業者とする。委託予定校で最優秀提案事業者が決定していない学校があれば、評価点の合計点数が上位の者から希望調査票で受託希望している学校の最優秀提案事業者とする。

16 委託事業者との契約について

各校毎の最優秀提案事業者を契約候補者として契約の交渉を行う。ただし、当該協議が不調のときは、評価点の合計点数が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

17 失格に関する事項

提案者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格(選定対象からの除外)とする。

- (1) プロポーザル選定委員に対して、直接間接を問わず故意に接触を求めたとき。
- (2) 最優秀提案事業者の決定時点において、資格のない者が提案したとき。
- (3) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。

18 選定結果の公表

プロポーザル方式により契約候補者を決定し、契約を締結後、次の内容を吹田市ホームページにおいて公表するものとする。

- (1) 選定事業者名並びにその提案金額と評価点
- (2) 全提案事業者の名称
- (3) 全提案事業者の評価点
- (4) 審査項目・基準、配点
- (5) プロポーザル選定委員会委員の役職名
- (6) プロポーザル選定委員会の会議録の概要
- (7) その他必要な事項

19 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表はしない。ただし、吹田市情報公開条例に基づき公開対象となる場合がある。

問い合わせ先 〒564-0027 大阪府吹田市朝日町 3 番 411 号
(但し、5月7日以降は 401 号)

(書類提出先) 吹田市教育委員会事務局 学校教育部保健給食室
(吹田さんくす 3 番館 4 階)

Tel 06-6155-8153

Fax 06-6383-6017

E-mail gaku-kyuu@city.suita.osaka.jp